

中国の増値税改革と2019年度の減税政策

近年、中国政府は消費や企業活動を促進するために、さまざまな減税措置を打ち出している。なかでも中国の税収の約半分を占める増値税の改革と減税政策が各企業の注目を集めている。今年増値税の減税政策としては、税率引き下げ、控除拡大といった措置に加えて、期末の未控除仕入れ税額の還付も実施されており、これらの措置がもたらす減税・負担軽減額は1兆元を超える見込みである。ここでは中国が進める増値税改革と今年増値税減税策について解説を行なう。

【一、中国が進める増値税改革について】

中国の増値税制度は主に以下3段階を経て改革が進められてきている。

第一段階 1984～1994年：増値税制度の構築と規範化段階

1994年に発表された『中華人民共和国増値税暫行条例』及び『中華人民共和国増値税暫行条例実施細則』によって、増値税・消費税・営業税からなる流通税を中心とした税制度が構築された。当時の増値税の課税対象範囲は中国国内における有形動産（電力、熱力、気体も含む）の売買、有料加工・修繕サービスのみであった。

第二段階 2006～2016年：増値税のモデルチェンジと徴収範囲拡大の段階

2006～2010年、増値税は生産型増値税（注1）から消費型増値税へ全面転換し、仕入れ増値税の相殺控除の範囲が拡大し、設備など固定資産に関わる仕入れ増値税が売上増値税と相殺できるようになった。2011年に「営業税から増値税への切替え改革」が始まり、2016年には全国展開された。これにより、それまで営業税が課税されていたものも、すべての業種で増値税として課税されるようになった。仕入れ控除ができない営業税には、二重徴税の発生という問題点もあったが、全て増値税へと切り替えられたことでこの問題も解決した。
※注1：増値税は付加価値に対して課税されるが、付加価値に固定資産投資を含めるかどうかで課税範囲が異なる。生産型増値税では、固定資産投資も付加価値の一部とみなして課税する（すなわち固定資産の仕入税額控除を認めない）。

第三段階 2017年～：増値税率の簡素化及び調整の段階

2017年に増値税率が4段階設定（17%、13%、11%、6%）から3段階設定（17%、11%、6%）へと調整され、2018年には17%、11%の段階の税率がそれぞれ16%、10%へと調整された。

2019年は、経済成長鈍化の傾向が見られるなかで、増値税が大規模減税の重点対象とされており、税率の引き下げがさらに進められた。『増値税改革に関する政策公告』（2019年39号公告）によって製造業等の業界に適用される16%の税率が13%へ引き下げられ、交通

輸送業、建築業等の業界に適用される 10%の税率が 9%へと引き下げられた。ちなみに 6% ランクの税率については変更が加えられていない。

現在の 3 段階の税率設定から来年はさらに 2 段階の設定へと調整されることが見込まれているが、増値税率は調整のたびに減税されてきたことから、その動向が期待されている。

【2017～2019 年の増値税率調整による変化】

	製造業、役務提供、有形動産レンタル等	農産物、農業生産資料、水道水、スチーム、ガス、図書、録音録画製品等	交通運輸、建築、電信サービス、不動産レンタル・販売、土地使用権譲渡、農産物等	サービス業 無形資産販売
～2017 年 6 月 30 日	17%	13%	11%	6%
2017 年 7 月 1 日～	17%	11%		6%
2018 年 5 月 1 日～	16%	10%		6%
2019 年 4 月 1 日～	13%	9%		6%

【二、2019 年の増値税減税政策について】

2019 年の増値税減税策として、前述の増値税率調整以外に主に下記の政策が発表されている。

1) 増値税仕入れ控除の拡大 (2019 年 4 月 1 日～)

A. 不動産に関わる仕入れ増値税が 2 年に分けずに一括控除が可能に

不動産や建設工程における仕入れ増値税は金額が大きいため、従来の規定では 2 年に分けて (1 年目 60%、2 年目 40%) 仕入れ控除申請していたが、2019 年 4 月 1 日より 2 年に分けずに一括控除が可能となった。更に 2019 年 4 月 1 日時点で未控除の分は、4 月分の申請時に一括控除が可能となった。

B. 中国内の旅客向けバス・列車・飛行機のチケットの仕入れ増値税が控除可能に

従来、増値税の仕入れ控除ができる範囲は、主に生産活動と直接関わりがある範囲だったが、2019 年 4 月 1 日からは貨物だけではなく旅客向けのバス・列車・飛行機のチケットにかかる仕入れ増値税も控除可能となった。また、増値税専用発票を取得していなくても航空チケット、バスチケット、列車チケット、船チケットは全て一定の割合に従って増値税控除が可能となった(下記計算式)。但し、前提としてチケット上に利用者の身分情報が記載されていることが必要となる。仕入れ増値税をできる限り控除するために、企業においては社内の費用精算プロセスを確認・完備し、航空券・列車券・滴滴出行等の配車サービスの発票の統計・保管強化が必要となる。

<各種旅客交通チケットの控除可能額計算式>

航空チケットの仕入れ増値税額=(チケット金額+燃油サーチャージ)÷(1+9%)×9%

列車チケットの仕入れ増値税額=チケット記載金額÷(1+9%)×9%

道路・水路・その他旅客運送チケットの仕入れ増値税=チケット記載金額÷(1+3%)×3%

C. 4種のサービス業界において仕入れ増値税の加算控除が可能に

郵政サービス、電信サービス、現代サービス、生活サービス(注2)の一般納税者は、2019年4月1日から2021年12月31日の期間において、実発生額に10%分を加算した額で、仕入れ増税の控除が可能となった。

※注2:対象となる4つのサービス業界の詳細範囲は財政(2016)36号の規定に従う。

D. 5つの条件を満たす場合に未控除増値税の還付が可能へ

2019年4月以降に新しく発生する未控除仕増値税額は、下記5条件を全て満たせば、下記記載の計算式で還付が可能となった。

【条件】

- (1) 2019年4月分から連続6ヵ月間、未控除増値税額の新規増加があり、6ヵ月目の時点での未控除増値税金額が50万元以上である
- (2) 納税信用ランクがAまたはBランクである
- (3) 税金還付申請前の36ヵ月間に税金の不正還付受給、増値税専用発票の虚偽発行がない
- (4) 税金還付申請前の36ヵ月間に脱税で税務機関から処罰された回数が1回以下である
- (5) 2019年4月1日以降に「納付時還付、納付後還付」の優遇政策を享受していない

【還付額計算方法】

還付可能な新規増加未控除増値税額 = 新規増加未控除増値税額×仕入れ割合×60%

※仕入れ割合=(2019年4月から還付申請前の納税期間中の控除済みの増値税専用発票、税関輸入増値税専用納税書、納税完了証明のある増値税額)/同期控除済みの仕入れ増値税。

※一般的な企業では、この仕入れ割合はほぼ100%に近くなる。

これにより増値税条例が発動されて以来、初めて全ての企業に対して期末未控除仕入れ増値税還付が認められることとなった。直接減税ではないが、企業の資金繰りに対し有効な施策である。

2) 2019年12月31日まで小規模納税者への登録変更が可能に

増値税の納税者は一般納税者と小規模納税者に分けられているが、2018年5月1日以降は増値税一般納税者適用条件が全業種において「年間課税売上高500万元超」という条

件に統一されている。そして今年、国税総局 2019 年第 4 号公告により、この一般納税者の適用条件を満たさない場合、2019 年 12 月 31 日までであれば、従来一般納税者であった企業も小規模納税者への変更登記を選択することが可能とされた。

小規模納税者は、課税対象額から仕入れ増値税額を控除できない上に、輸出増値税の還付も受けることができないが、3%という低い課税率が適用される。そのため一部の企業においては、小規模納税者へ切り替えることで税金コストを低減させることができる。

<増値税一般納税者の適用条件の変化>

	製造業	販売業	サービス業
2018 年 4 月 30 日まで	年間課税売上高 50 万元超	年間課税売上高 80 万元超	年間課税売上高 500 万元超
2018 年 5 月 1 日以降	年間課税売上高 500 万元超		

3) 小規模納税者の増値税発票自社発行試行範囲の拡大

これまで小規模納税者の場合、一部対象者を除いて仕入れ増値税の控除に必要な増値税専用発票を自社で発行ができないという制限があった。この制限を緩和して納税者がより多くの取引先から増値税専用発票を入手できるよう、2019 年 2 月 3 日に国家税務総局より「小規模納税者に対する増値税専用発票の自己発行の試用範囲拡大に関する事項の公告」（国税総局 2019 年第 8 号公告）が公布された。

これまで一部の小規模納税者に対して増値税専用発票の自己発行を認める試行がされてきたが、この公告によりその範囲が拡大され 2019 年 3 月 1 日から実施されている。増値税専用発票の自己発行が可能な小規模納税者の範囲は、従来は宿泊業・鑑定コンサルティング業・建築業・工業・情報通信・ソフトウェア及び情報技術サービス業だけだったが、レンタル及び商務サービス業・科学研究及び技術サービス業・居民サービス業・修理及びその他サービス業へも拡大された。

※範囲の対象となる納税者が自身の不動産を販売することに対して増値税専用発票を発行する場合、従来の関連規定どおり税務機関へ発票発行の申請が必要。

【まとめ】

今年の主な増値税減税政策は 4 月より施行開始であるため、2019 年 5 月がこれらの政策施行結果が反映された初めての増値税徴税時期となった。その 5 月の中国国内増値税収入は 3,942 億元で前年比 19.9%減、また都市維持建設税は前年比 16.7%減となり、明らかに減税効果が表れた結果となった。今年出された減税政策は製造業が重点とされている。製造業の増値税率は今年 3%引き下げられたが、これはこれまでで最大の引き下げ幅であり、製造業の税負担は大幅に軽減されることになる。さらに製造業は未控除増値税の占める割合が最も高いため、期末未控除増値税は還付が可能となったので、この減税政策における最大

の受益者になる見込みである。

増値税に関しては政策変化が多い状況であるため、適切な対応を取りながら減税策を十分享受できるよう、常に新しい情報を収集することが重要である。また、現状の増値税制度は1994年に発表された中華人民共和国増値税暫行条例及びその実施細則を根拠とするものであるが、今後「増値税法」として法律化することを目指している。増値税の改革、税率の調整・整備及びその他調整が完了した時点で「増値税法」の公布がなされると思われる。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の企業が置かれている状況を説明するものではありません。何らかの行動をとられる場合は、ここにある情報のみを根拠せずに動くようご注意ください。

以上

本情報の収集・翻訳はジェトロ中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業として、以下プラットフォームコーディネーターが作成し、ジェトロ広州事務所が校正した。

●広東真広企業管理顧問有限公司

東莞市東城街道鴻福東路1号国貿中心1棟810室

田辺 尚裕

●ジェトロ広州事務所

広州市天河北路233号中信広場2602室

電話：020-8752-0060

【免責事項】

本報告は2019年8月現在入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合がある。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものだが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではない。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途求めること。

ジェトロおよび作成者は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負わない。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とする。